

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年6月18日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時56分 散会

## 付託事件

議案第82号, 議案第83号, 議案第84号, 議案第86号, 議案第90号, 議案第92号中別表中歳出中第3款, 第4款及び第10款中文教福祉委員会所管分, 議案第93号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第82号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ② 議案第83号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第84号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第86号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第90号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について
- ⑥ 議案第92号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第3号)中別表中歳出中第3款(民生費), 第4款(衛生費)及び第10款(教育費)中文教福祉委員会所管分
- ⑦ 議案第93号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算(第1号)

## 2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長 秋葉宗志君

福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君
-------------	--------	---------------	-------

福祉総務課長	堀江博之君	生活福祉課長	櫻井学君
介護保険課長	荻沼学君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健所長	土井幹雄君
保健所技監兼 保健衛生課長	前田亨君	保健総務課長	小林かおり君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 歴史文化財 課長	白石嘉亮君	総合教育研究 所 長	春原孝政君
放課後児童 課長	大和敦子君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富岡淳君	書記	昆節夫君
--------	------	----	------

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、湯澤総合教育研究所副所長が忌引きのため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、本日の執行部の出席は、最小限にとどめることとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担当表のとおり、議案第82号ほか6件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に、順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第82号ほか6件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

なお、5月28日の当委員会で請求いたしました資料につきましては、本日執行部から提出を受けておりますので、議案の説明と併せて説明願います。

初めに、議案第82号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第83号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので、これらの議案を一括して説明を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第82号及び議案第83号について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 おはようございます。

それでは、議案第82号 水戸市家庭的教育業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書①の7ページをお開きいただきたいと思います。

詳細につきましては、幼児教育課提出の議案第82号参考資料により説明いたしますので、参考資料のほ

うを御覧ください。

1の改正理由でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、4項目ございます。

(1)といたしまして、家庭的保育事業者は、満3歳で卒園する園児の卒園後の受皿を提供する保育所、幼稚園または認定子ども園を連携施設として適切に確保しなければなりません。今回の改正によりまして、家庭的保育事業者等による保育の提供を受ける3歳未満の幼児の卒園後の受皿が提供されるよう市長が必要な措置を講じる場合は、家庭的保育事業者による連携施設の確保を不要とするものでございます。

(2)といたしまして、居宅訪問型保育事業の対象に、母子・父子家庭の保護者の疾病、疲労、環境上の理由等により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加えるものでございます。

(3)といたしまして、保育士としてみなすこともできる職員に准看護師を加えることといたします。

(4)といたしまして、保育需要に対応するため当分の間、小規模保育事業所A型などの職員配置について、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を保育士としてみなすことができる規定を設けるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

資料2ページから5ページには新旧対照表を、6ページから8ページには参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第83号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書①の9ページになります。

詳細につきましては、幼児教育課提出の議案第83号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴いまして、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、先ほどと同様でございます。特定地域型保育事業は、満3歳で卒園する園児の卒園後の受皿を提供する保育所、幼稚園または認定子ども園を連携施設として適切に確保しなければなりません。特定教育・保育施設の提供を受ける満3歳未満の幼児の卒園後の受皿が提供されるよう市長が必要な措置を講じる場合には、特定地域型保育事業者による連携施設の確保を不要とするものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

資料2ページから3ページにつきましては新旧対照表を、4ページから5ページにつきましては参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

議案第82号、83号につきましてはの説明は以上でございますが、先日請求のありました追加資料について御説明いたします。

別紙、両面刷りでお配りしております、議案第82号、83号の参考資料を御覧ください。

家庭的保育事業等と特定地域型保育事業の違いとその業務内容について御説明いたします。

初めに、1の根拠法令についてでございますが、左側の欄の水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法によりまして、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に従って条例で基準を定めるということとなっております。

具体的には、設置しなければならない設備として、保育室や調理室、便所などを設置することや、保育室の面積の要件、配置する職員の数や資格についての基準を規定しております。

一方、右側の水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法により、市町村は、特定地域型保育事業を提供する事業者に施設型給付費として運営費を給付するに当たり、事業者の確認要件について、内閣府令で定める基準に従って条例で定めております。

具体的には、施設の定員に関する基準や運営に関する基準として、利用申込者に対し、保育を提供する前の説明と、申込者からの同意、児童の心身上の状況の把握、園の運営規程や勤務体制、連携施設の確保など運営に関する基準を規定しております。簡単に申し上げますと、どちらにも一部重複する項目もありますが、厚生労働省の基準では家庭的保育事業の施設の設備に関する基準として、面積や職員配置など数値上の基準を規定しております。内閣府の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準では、利用定員や施設の運営に関する基準、給付に関して確認することなどの基準が主なものとなっております。

裏面をお開きください。

2の家庭的保育事業等と特定地域型保育事業とは、どちらも3歳未満の児童の保育を行う下の4種類の事業を指します。児童福祉法での家庭的保育事業等の中には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4つの事業が含まれ、子ども・子育て支援法での特定教育事業はこの4つの事業を指して、同じ事業ということでございます。

それぞれの事業の概要について御説明いたしますと、家庭的保育事業は保育ママと言われていたものですが、事業者の居宅等で5人以下の児童の保育を行う事業でございます。保育者は研修を受けて、家庭的保育者の資格を取得する必要があります。1人で3人までの児童を保育できますが、保育補助者がいれば5人まで保育できます。

小規模保育事業は、6人から19人の定員となっておりますが、A型、B型、C型がございまして、C型のみ10人までとなっております。また、保育士の資格保持者の配置につきましても、A型からC型によって異なります。

A型では、全ての保育従事者に保育士の資格保持者を配置し、その配置基準も認可保育所と同様の基準となっております。

B型につきましては、保育士の配置基準は、保育従事者の半分以上が保育士の有資格者で、その他の保育従事者については市町村が行う研修を修了した者としております。

C型につきましては、家庭的保育者及び保育補助者としております。

いずれの場合も、保育者1人が保育できる児童の数には基準が決まっております。

居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする児童の居宅において1人の児童を家庭的保育者が保育する事業でございます。

事業所内保育事業は、事業主がその雇用する労働者の乳児を保育するため、自ら設置する施設または事業主から委託を受けて当該乳幼児を保育する施設で、施設の定員により保育士の数等の基準が異なります。また、受入れに余裕がある場合には、地域枠として保育の必要な地域の児童を受け入れることもできることになっております。

追加資料につきましての説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第84号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大和放課後児童課長。

○大和放課後児童課長 おはようございます。

続きまして、議案第84号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、放課後児童課提出の資料により御説明いたします。

議案書①の11ページをお開き願います。

1の改正理由につきましては、放課後児童健全育成事業、本市におきましては、開放学級及び民間学童クラブでございますが、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に係る規定の改正が必要となるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、資料のページを返していただきまして、第8条第3項において、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体に、これまでの都道府県知事または指定都市の長に加えて中核市を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

また、3ページには参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第86号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書①の15ページをお願いいたします。

市議会議案第86号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置を拡充するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)保険料の軽減対象年度は、令和2年度分の保険料でございます。

(2)保険料の軽減対象者等につきましては、住民税非課税世帯にある方の年額保険料を、御覧の表のとおり

り軽減するものでございます。具体的な軽減の内容につきましては、ページを返していただきまして、2ページにて御説明いたします。

初めに、1の介護保険料基準額に対する割合でございますが、今回、軽減拡充の対象となる保険料の段階は、全12段階のうち第1段階から第3段階の方でございます。これらの保険料段階の本来の保険料基準額、年額7万8000円に対する割合は、第1段階が0.5、第2、第3段階が0.75のところ、平成27年から30年度は第1段階のみ0.45と軽減し、令和元年度におきましては昨年の6月定例会において議決いただきましたとおり、それぞれ0.375、0.625、0.725としております。

今回、令和2年度におきましても、法施行令の改正に伴いまして、第1段階からそれぞれ0.3、0.5、0.7と割合を変更し、軽減を拡充するものでございます。

次に、2の保険料段階別介護保険料におきまして、右側の欄に改正後の年額保険料を記載しております。年間の軽減額は、第1段階が5,400円、第2段階が8,880円、第3段階が1,800円となるものでございます。

申し訳ございません。もう一度、1ページをお願いいたします。

3の施行期日でございますが、令和2年10月1日としております。

資料につきましては、3ページに新旧対照表を、4ページ以降に参照条文を記載してございますので、併せて御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第90号 水戸市二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について、執行部から説明願います。

白石参事兼歴史文化財課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 市議会議案第90号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について、御説明いたします。

議案書①の37ページをお開き願います。

本件は、平成31年3月20日に議決された市議会議案第41号 水戸城二の丸角櫓及び土塀整備工事請負契約の変更についての金額中6億2,245万8,000円を6億6,975万8,000円に改めるものでございます。

詳細につきましては、恐れ入りますが歴史文化財課提出の議案第90号参考資料により御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

資料の1の工事名、2の工事場所、3の工事概要、この契約の相手方は今までの契約概要を記載しております。

4の契約金額6億6,975万8,000円につきましては、現契約金額6億2,245万8,000円を4,730万円増額するものでございます。

次に、6の変更理由でございますが、まず、二の丸角櫓につきましては基礎地盤と周辺部との段差解消のための盛土などや、流土防止のためのL型擁壁、雨水処理のためのU字側溝設置、落雷による建物火災の防

止のための避雷針設置などの追加工事を実施するものでございます。

1 ページ下段から 2 ページを御覧ください。

次に、土塀につきましては、当初の設計後に発見された瓦により、当時の土塀瓦のふき足の長さが確認されたことから、土塀にふく瓦の必要枚数が増加するとともに、土塀の基礎地盤と周辺部との段差解消のための盛土などや、のり面崩壊防止のための植生土のう、植生マットの設置などの追加工事を実施するものでございます。

7 の添付資料でございますが、3 ページには建設位置図、4 ページには二の丸角櫓の立面図、5 ページには二の丸角櫓周辺盛土及び雨水排水整備範囲、6 ページには土塀断面図、7 ページには土塀周辺盛土及び植生土のう等範囲の図面を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、今回の請負契約の変更によりまして、令和 2 年 9 月 7 日までの工期は 60 日間延長し、令和 2 年 11 月 6 日までを予定しております。

続きまして、先日の議会前委員会におきまして、資料提出を求められました変更金額の内訳につきまして、追加の参考資料により御説明いたします。

まず、内容についてでございますが、二の丸角櫓の盛土工事は、対象面積 500 平方メートル、盛土 555 立方メートル、土色系舗装 177 平方メートルでございます。

流土防止・雨水排水工事は、L 型擁壁 40 メートル、U 型側溝 40 メートル、雨水ます 1 基、雨水排水管 26 メートル、樹木伐採、除草などでございます。避雷針設置工事は 2 か所で、角櫓の屋根の上、しゃち側に設置するものでございます。

次に、土塀につきましては、土塀瓦の変更枚数は土塀、棧瓦の増 3,666 枚でございます。

西側土塀（内側）の盛土工事は、盛土工事対象面積 139 平方メートル、盛土 41.7 立方メートル、植生マット敷設等は対象面積 652 平方メートル、植生マット敷設 543 平方メートル、植生土のう積み 1,440 袋、のり面除草などでございます。

次に、金額につきましては、それぞれの項目ごとに直接工事費に経費、消費税を加えた合計金額を記載しております。

説明については以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第 92 号 令和 2 年度水戸市一般会計補正予算（第 3 号）中別表中歳出中第 3 款（民生費）、第 4 款（衛生費）及び第 10 款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明願います。

初めに、第 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費について、堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 それでは、議案書②の 1 ページをお開き願います。

市議会議案第 92 号 令和 2 年度水戸市一般会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

内容につきましては、議案書③の令和 2 年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書③の 6 ページ、7 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございますが、7 ページ説明欄中 1 番目の社会福祉経費につきましては、昨年度実施いたしました国のプレミアム付商品券事業の補助金額の確定に伴い、償還



金を支出するため補正措置を講じるものでございます。

次に、生活困窮者自立支援経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による離職等により住宅の確保が困難になった方を対象とする住宅確保給付金を増額支給するもので、補正予算額は4,000万円でございます。

次に、母子・父子福祉対策費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている独り親世帯の生活を支援するため、児童扶養手当の受給世帯に対し、市独自の給付金を支給するものです。給付の概要につきましては、本年6月分の児童扶養手当の受給者に対し、対象児童1人当たり2万円を給付するもので、補正予算額は7,200万円でございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、3目高齢福祉費について、荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、ただいまの説明の下段でございます。3目高齢福祉費につきましては、議案第86号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例で御説明差し上げました、低所得者に対する介護保険料の軽減措置を拡充する費用に充てるため、一般会計から介護保険会計の繰出金を増額補正するものでございます。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、第4款衛生費、1項保健所費、2目医薬費及び6目保健予防費について、小林保健総務課長。

○小林保健総務課長 続きまして、引き続き議案書③の6ページ、7ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健所費、2目医薬費につきましては、地域医療経費におきまして、感染症の拡大防止として地域医療の最前線において、感染症対策とともに通常の疾病に対する救急医療等に取り組んでいただいている公的病院等に対しまして、医療提供体制の維持確保を図るため、財政支援を行う補助金について補正措置を講じてまいるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

6目保健予防費につきましては、感染症予防対策経費におきまして、4つの事業を進めるため、補正措置を講じてまいるものでございます。

1つ目は、保健所の検査体制及び感染防止対策の強化のため、衛生用品や検査試薬等の購入として3,282万9,000円。

2つ目は、医療機関で実施するPCR検査及び抗原検査の自己負担分について全額公費負担とする委託料として1,817万1,000円。

3つ目は、ウイルス拡散による院内感染を防止するための陰圧装置を購入するもので、市購入分として1台分200万円。また、公的病院等の購入補助といたしまして、4台分800万円を計上しております。

4つ目は、市民との密接な対応を必要とする理容所、美容所、施術所における感染症対策等への支援のための補助金といたしまして2,600万円を補正措置してまいるものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、第10款教育費、1項教育総務費、3目総合教育研究所費、2項小学校費、1目小学

校管理費及び3項中学校費、1目中学校管理費について、春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 議案書③の10ページ、11ページをお開き願います。

第10款教育費、1項教育総務費、3目総合教育研究所費につきましては、1つ目の丸は夏季休業期間を短縮し授業を実施するに当たり、その期間にも学力向上サポーターを配置するための経費として378万円を増額補正するものでございます。

次に、2つ目の丸としまして、学校は再開されましたが、これまでの休業期間は長期に及んでおり、様々な面で児童のストレスや不安が懸念されることから、児童の心のケアを図るスクールサポーターを小学校に配置するための経費として252万円を増額補正するものでございます。

続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、夏季休業期間を短縮して設けた授業日に、特別支援教育支援員を各小学校に配置するための経費として1,331万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校管理費につきましても、同じく夏季休業期間を短縮して設けた授業日に、特別支援教育支援員を各中学校に配置するための経費として58万4,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第93号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 恐れ入ります。議案書②の5ページをお開き願います。

市議会議案第93号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額241億8,500万円に変更はなく、低所得者に対する介護保険料の軽減措置を拡充するため補正措置を講じるものでございます。

詳細につきましては、議案書③令和2年度補正予算に関する説明書で御説明をいたします。

③の16、17ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

第1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、保険料軽減の対象となる65歳以上の被保険者の保険料を減じまして、次の第7款1項1目一般会計繰入金により補填するものでございます。

次に、ページを返していただきまして、18、19ページをお開きください。

歳出につきましては、財源補正でございますが、特定財源でございます、第1号被保険者保険料から、一般財源でございます一般会計繰入金に財源を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それではこれより、順次質疑を行います。

初めに、議案第82号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 82号, 83号でいいんですか。

○鈴木委員長 82号で。

○土田委員 すみません。よく理解できなかったのですが、もう一回分かるように説明していただきたいんですけども、主な改正内容の(1)のほうの、市長が必要な措置を講じる場合って、例えば具体的に分かりやすく言うとしたらどんなことなのかというのが1点、まずそれをお願いします。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの、土田委員の御質問にお答えいたします。

市長が必要な措置を講じる場合は、具体的には、家庭的保育事業を受けていたお子さんが3歳になった時に保育所、認定こども園、幼稚園のほうに、市長が優先的に措置する、入れるというようなことでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 それと、現状は受皿が確保できていない事業者さんというのは、今現在水戸市では結構いるのでしょうか。いないのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の再度の御質問にお答えいたします。

現状といたしましては、家庭的保育事業等につきましては、全て連携施設を確保していただいております。園によっては複数の連携施設を確保しておりますので、連携施設がないという施設はございません。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

それと、(3)の保育士とみなすことができる職員に准看護師を加える、これは緩和だと思いますけれども、保育士さんが足りないということが出てきているんだと思うんですけども、こちらは現状、水戸市の状況はどうなんでしょう。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 はい。ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

現状といたしましては、市内の認可園の中で、数はちょっと把握していないんですけども、看護師が入っている保育園はあります。実際に看護師が入っていると、やっぱり医療的ケアが必要な子どもとか、ちょっと薬を飲ませたりするようなお子さんもいるので、保育園としては看護師さんがいることは大変助かっているというふうなお話を聞いております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 (4)の、保育士さんじゃないけれども、保育士とみなすことができるという形で、現状水戸市で働いていらっしゃる方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

現状といたしましては、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭等で保育士としてみなしている、働いている方は今はございません。全て保育士ということになっております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

すみません、追加資料のことでちょっと教えてもらいたいのですが、いいですか。82号の前に。

[発言する者あり]

○木本委員 これ、事業区分で、先ほどのこの家庭的保育事業等と特定地域型保育事業では省庁が違うということがまず前提だと思うんですが、これに一応、事業区分が書いてあるんですけども、これにのっとった場合、水戸市での各事業というのはそれぞれどのくらいの数が把握されていますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

家庭的保育事業、保育ママとしては、水戸市には7か所ございます。それと、小規模保育事業、A、B、C型がありまして、水戸市にはA型のみございますけれども、22か所でございます。居宅訪問型保育事業はございません。また、事業所内保育事業は、特定地域型保育事業として運営しているところはございません。普通の内閣府主導の企業主導型だったり、普通の事業所内保育事業ということになっています。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません、そうすると、上の3つというか、この居宅訪問型保育事業は水戸市は採用していないとか、やっていないということで、最後の事業所内保育事業は特定地域型保育事業としてはやっていないという話ですよ。何が違うのか教えてください。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 再度の御質問にお答えいたします。

特定地域型事業というのは、新制度になってからできた事業なんですけれども、まずゼロ、1、2歳を保育する事業が地域型保育事業といいます。

普通の保育所、幼稚園、認定こども園などは、特定教育・保育施設ということでゼロ、1、2、3、4、5歳を保育する事業となっております。その中でも事業所内保育事業につきましては、特定がつきますと、国、県、市の運営費が入るということで、施設型給付費をもらいながら運営するというところでございまして、特定事業所内保育事業につきましては、今、施設型給付費を受けて運営しているところは水戸市内にはないんです。普通の、まるっきり事業主さんが全部支出したり、あとは内閣府主導の企業主導型というような保育事業になっておりますので、こちらは無いということなんです。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 なるほど、分かりました。

ただ、企業型保育で直接、いわゆる特定じゃないほうですね、特定事業じゃないほうというのも、もちろ

ん企業内保育だから対象はその企業にお勤めになられている家族のお子さんだとは思うんですけども、ただ、そこをプラス、この地域の受入れももちろん可能なわけですね。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

事業所内保育所につきましては、もちろん事業者さんのお子さんを見るほかに、余裕があればその地域の中の保育の必要なお子さんを見るというのは可能でございます。

○木本委員 ちなみにそれが水戸市にはどのくらいあるのかというのは把握していますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

企業主導型が8か所、今ございます。

○木本委員 そこに、恐らく地域のお子さんも行っていると思うんです。行っているかどうかなんですけれども、何が聞きたいかという、これが増えていくと、水戸市は今、待機児童ゼロにしようとして一生懸命やってなかなかならないと思うんですけども、ただ、実はこういった受皿も地域には、少なくとも8か所あるということで、企業内保育にどのくらい、いわゆる近隣の方が受皿として使っているかというのを把握されていますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

企業内保育事業につきましては直接申込みなので、市のほうでは把握しておりません。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ちなみに一般の保育所と、企業内保育所に預ける場合、金額の違いというのはありますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

金額につきましては、その企業さんのほうでの設定になると思うんですけども、大体こちらで幾らにしてくださいということは言えないんですけども、おおむね市の基準、市の取っている保育料に準じているものであると思っております。

あまり高いと、やはり来なくなっちゃいますし、あとは内閣府主導なので内閣府のほうから、ある程度の補助が出ていますので、その辺のところである程度低くというか、まるっきりの認可外保育所よりは低く抑えているんじゃないかと思われま。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 もちろん、その会社の福利厚生の一環ということで、こういうのはどんどん御活用いただければと思うんですけども、ただ何が言いたいかという、そういうのも把握していかないと保育所——これからつくらないと言っていたけれどもやっぱりつくるとかという話に今、変わっていますよね。ですので、こちら辺でどのくらい受皿として、保育所、これからもたしかつくりまよね、こういった状況を踏まえた上で。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新規の保育所につきましては、市の補助としてはつくる予定はないです。増改築ということで。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 増改築でした、失礼いたしました。

いずれにしても、増改築で受入れ人数を増やすんですね、改築した後って。

そういうことで、何が言いたいかといいますと、前の話なんですけれども、もうちょっと待機児童ゼロを目指すべきであるし、それが市民ニーズなんですけれども、こういったところとのバランスをどう図っていくのかというのを、やっぱり水戸市として把握をしていかないと、いわゆる定員割れが早期に起こる。もしくは、かなりばらつきが出てくるというのがちょっと予想されますので、内閣府が直接やっていますから知りませんというのはちょっと違うんじゃないかなと思いますし、水戸市として、企業さんがやっているのであれば、その企業に普通に動向調査ということはかけていくべきなんじゃないかと思いますので、幾ら国がやっていますからと言ったって、保育は保育ですから、そこは地域で協力をして、ぜひ御確認いただいた上で、この条例と話がそれてしまいましたけれども、ただこれすごく大事なポイントだと思ったんでお話しさせていただきました。

私からは以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 木本委員の関連なんですけれども、居宅訪問型保育事業は利用している人がいないというお話なんですけれども、今度は新たに保護者の疾病や疲労など、そういうものが追加されているんですけれども、これが追加された目的を教えてください。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、今まで疾病、疲労等はございませんでした。

ただ、母子・父子家庭の保護者の環境上の理由等ということになっておりまして、その中に疾病や疲労、あとは精神上、身体上というような心の病気とかそういったものも含まれて、母子・父子家庭のお子さんも居宅訪問型保育事業の対象になるということで、そこが追加されたということでございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 そうしますと、母子・父子家庭以外にもこの新たな理由で養育が困難な方に対して訪問型の保育をしていくということで、訪問型の保育事業を受けたいという人の申請書はもうできているんですか。そういうのも併せてお聞かせください。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の再度の御質問にお答えいたします。

水戸市のほうでは居宅訪問型というのは今現在行っていないのですけれども、その前に普通の保育所等につきましても、家族の疾病、精神上の理由等で保育を受け入れておりますので、どちらかというところの

普通の保育所の申請のほうにありますので、居宅訪問型は、今後も特にやってはおりません。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 そうしますと、今後はまた訪問でもこういう理由があった方には夜も、保育が必要な人には手を差し伸べますよという、そういう条例ということでよろしいですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

まだ居宅訪問型保育事業につきましては、市としては特にまだやるという方向性は今ありませんので、取りあえず保育所のほうの充実を今考えています。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 そうしますと、今は申込みもないんですかね。申込みもないけれども、今後は申込み——でも申込みといっても知らなければ申し込まないと思うんですけども、周知をしていって、必要な人にはやっていく予定ですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

居宅訪問につきましては、今後ちょっと検討事項ということで、今の時点ではやりますとかやりませんとかちょっとお答えできませんので、検討事項とさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 いろんな家庭保育とか特定保育事業というのがありますが、まず、家庭的保育者というのは、資格はあるんですか。何かそういう条件があるんでしょうか。

それと、この保育補助者というのはどのくらいの範囲の人ができるんですか。確認だけちょっと。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

家庭的保育事業を行うには、家庭的保育事業者の研修を受ける必要があります。それと、保育士の資格を持っている方でも、家庭的保育事業者になれるんですけども、やはり保育士の資格を持っていても、家庭的保育事業者の研修を受けるということになります。また、保育補助者につきましては、地域型保育に子育て支援、そういったものの研修を受けるような形になります。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、あくまでも保育士の免許を持っている者ということになるんですか。

持っていなくてもいいんでしょう。研修というのは微妙ですよ、これ。どういうことになるのか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の再度の御質問にお答えいたします。

保育士の資格を持っていなくても大丈夫です、原則は。ただ皆さん、家庭的保育事業をやられる方につきましては、ほとんどの方が今、保育士の資格を持っていたり、資格を取ろうということで努力をされており

ます。

家庭的保育事業者の研修といたしましては、大学とか実際に保育所に行つての研修とかというのがあるんですけども、一応カリキュラムがございまして、こういった項目について何時間というのがきちんと決まっている、家庭的保育事業者という専門の研修がございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回、緩和条例なんだけれども、そしてこの保育士さんの資格要件も緩和されているわけですよ。これ准看護師さんではなく、正看護師さんは駄目なんですか。准看というふうにわざわざ断っているということは、正看では駄目だということなのか、准看以上の看護師の資格があればいいのかどうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

もともと正看護師さんは保育士として1カウントできるものでしたのが、それが准看護師さんまで緩和されるようになったということでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、数の問題だよ。やっぱり今の水戸市の保育状況を見ると、保育所の数、トータルは足りていると思うんです。

問題は、保育士がいないために、満杯にならないんだ。例えば、90人なんだけれども、85%しか入所率がないとか、80%しかないとか。じゃなぜ入れられないのかというと、保育士の数が足りない。こういうことだと思うんです。そういうものを緩和するために、特に市町村長が認めたりという条項をつけて、その市の事情によって緩和してもいいですよということが、今回の条例改正の一つの目的だというふうに思っているんだけど、研修を受けたり何だりして、保育士に準じる資格で、保育士として認めていいですよということなんかもあるわけだから、そういうところをやっぱり、この水戸市として緩和することによって——水戸市の公立保育園だって満杯にならないでいるわけだよ。満杯にならないのは何でだと言ったら、先生が足りないからだよ。

そういうふうなところの緩和策というのは、今回のこの条例を活用して、何らかの手だてはできないんですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の再度の御質問にお答えいたします。

今回の緩和策によりますと、幼稚園教諭や小学校教諭につきましても、保育士として認められ、カウントできるということがございました。ただ、その数の中なんですけれども、保育士全体のうちの3分の2以上は正式な保育士じゃないといけないということになっていますので、その残りの3分の1につきましても、小学校教諭や幼稚園教諭でもできるということになっているわけです。ただ、時間帯とかによりますと、その3分の2以上の保育士さんがいなければならないので、全部が幼稚園教諭等でもいいということではございません。



また、幼稚園教諭、小学校教諭につきまして、やはり年齢が高い4歳とか5歳をなるべく見るようにというようなことも指導されております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、総労働時間の3分の2以上はまずいけれども、3分の1までは、例えば看護師さんが5人いましたということでもいいのか。それとも、例えば小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、これで3人確保すればいいのか。それとも、養護教諭だけ3人いてもいいのか。ここに項目でうたっているということは、保育園の資格はないんだけど、幼稚園の資格はあるよという人は高齢者の人はいるよね、両方取っていない人いるから。今でもいると思うんですよ、先生の中でも。保育園の資格はないけれども、幼稚園の先生の資格がある。

ここが例えば2名いて、小学校の先生が3名いて、養護教諭が1名いましたよ。全体の数が30人なので、6人だからそんなにパーセントが高くないからそれでいいのかということの解釈でいいんですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

こちらの定員によりますと、保育は8時間ないし10時間とやっておりますが、各時間帯内において必要とする保育士の数の3分の2、保育士が3分の2以上ということでございますので、大丈夫です。ただ、看護師につきましては、1名しか認められておりませんので、看護師が2人いても1人しか保育士としてはカウントできませんので、そちらは幼稚園教諭、小学校教諭とはまた別な項目になっております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第82号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第83号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第83号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第84号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第84号についての質疑を終わらせていただきます。

次に議案第86号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

よろしいですか。

土田委員。

○土田委員 今回の対象になるのが何世帯くらいいらっしゃって、何%くらいになるのか大体お願いします。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険料なのですが、世帯で算定するものではなく、個人で算定させていただいておりますので、今回、第1号、65歳以上の方、7万1,800人のうち、2万3,300人強の方が軽減の対象になるかと。

全体の2.5%, 3分の1の方が対象になると見込んでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第86号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第90号 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事請負契約の変更について、質疑のある方は発言願います。

田口委員。

○田口委員 変更されたということでもありますけども、これは当初予定されていなかったもので、予算追加になったということですか。まずそれを1点と、それから避雷針というのは消防法か何かでつけなくちゃならないということが決まっていなかったですか。大手門のときはつけたんでしたよね。それなので、これも当初には、別に必要なかったものなのかということ。

それから、瓦のふき足が長かったということで、その瓦を乗せる屋根の部分というのは、瓦だけで済むんですか、この工事というか、ふき足の長さが長いものをつけるということに関して。

その3つだけ。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の契約の変更でございますが、こちらの案件は全て当初予定になかったものでございます。

2つ目の御質問、避雷針につきましては、大手門のときにも御説明させていただきましたけれども、犬山城に、平成29年7月に雷が落ちて、文化財が毀損してしまったと。避雷針につきましては、建築基準法の関係で、高さ20メートル以上のものについて設置が義務化されておりますが、それ以下でございましたので、大手門につきましてもこちらの角櫓につきましても、当初は避雷針をつける予定はございませんでした。

ところが、国の指導や、今回管理を行っていただいている文化財建造物保存技術協会さんと相談した結果、避雷針をつけたほうがいだろうということで、こうして今度補助対象にもなるということにもなりましたので、避雷針を設置するという事になったものでございます。

続いて、3点目の瓦の変更でございますが、瓦につきましては、瓦の枚数が今回増えてございますけれども、この土塀の大きさにつきましては瓦の枚数ではなくて、もともと瓦の軒の出、今回資料で示してございますように、幅が515ミリメートル、高さが341ミリメートルの軒の出を基準として、今回新たに発見された瓦を基に設定をし直して、変更をするものでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それでは、別にその門自体の構造上は変更なくて、瓦の枚数を多くするというだけで済むということ、それでいいのかな。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 委員の御発言のように、瓦の枚数だけを3枚から4枚に増やして変更をするというものでございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかに。

土田委員。

○土田委員 すみません、2点お聞きします。

ちょっと基本的なイロハのイで申し訳ないんですけども、私はこの計画のもともとの審議のときにはこの委員会にいなかったの、ちょっと御説明いただきたいんですけども、そもそもこの二の丸角櫓を復元するとなった経緯というかなった理由をちょっと分かるように説明していただきたいのが1点です。私の知り合いにお城オタクがいて、水戸城で何か歴史的なものを復元するんだったら、絶対に角櫓じゃなくて御三階櫓だと言われたりして、わざわざこの角櫓を復元することになった理由と経緯をちょっと教えていただきたいのが1点と、前回契約時の文教福祉委員会の議事録を読ませていただきましたら、かなりかんかんがくがくな議論になっているようなんですけども、ここで言われている通路の問題、この角櫓を観光客はどうやって見に行くのかというような状況あたりは、その後どうなっているのかを御説明をお願いします。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 土田委員、よろしいですか。

○土田委員 分かりました。

そうしたら、今回の変更につきましては全て当初には考えていなかったものというんですけども、ちょっとそれは最初に造ると決めたときに、どういうふうに土を盛って、どういうふうに造って——歴史的な建造物を再建するんだから、雷が落ちたら困る、避雷針が必要かどうかとか、そういったもともとの議論なしに進められたのかというところでちょっと納得がいかないのですが。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 もともと論議をしないで進めたのかと言われちゃうと我々もちょっと責任があつて。

そのところは、十分論議した結果、当初の計画になかったものを今回造るということだというふうに理解しています。避雷針等については、法律上は造らなくてもいいので、当然ながら避雷針がなくてもいいよということでスタートしている。しかしながら、その後の全国的な状況を見たり、火災の状況を見ると、こういう文化財についてはお金もかかるし復元も大変なので、しっかりと避雷針を整備したほうがいいよという方向転換があったということで、今回避雷針を増設するということだというふうに理解しています。

この中で、問題ということではないんですけども、まず、盛土工事は致し方ないと思うほかないと思うんだよね、盛土工事については。

で、問題なのは、田口委員から質問があつて変わらないよという説明なんだけれども、瓦が4段になるということは、当然ながら昔の江戸の瓦というのは瓦棧で引かける瓦だから、瓦棧も追加しなくちゃ駄目だよ。その前の、粘土を乗せてそこにがさってやるような瓦で今度やるのですか。これ瓦棧使っているよね。どうなんですか。

じゃあ、論点だけ整理します。

今回の工事、これは史実、いわゆる歴史に基づいた建造物の再構築ですよということでスタートしている。当然、水戸城の大手門を開けた時の見附に、何もないという想定はまずないはず。この歴史何とか研究会とかという研究会が設計、設工を管理しているのかも分からないけれども、まず普通の家でも、門を入ると

何か置いてあるよね、ちょっとしたものが。一般の家だったら花瓶があるとか、何かあるじゃないですか。

で、大手門を入ったときに、僕らが子どもの頃あそこに記念碑があったり、生け垣があったりしたよね。まずこの芝を植えたりマットを敷いたりという、730万円がありますよね。ここというのは大手門を開けたときに見附になるところだよ。開場式をやった時に茶会か何かやったところだと思う。そこが、何もしてなくて土だけだよという設計自体が、この人本当に分かっている人が設計したのという思いが1つ。

それから、もう一つは、土塀の瓦の問題なんだけれども、今使ってる瓦というのは現代風の瓦なんですよ。ここは江戸時代の建物を復元するわけ。江戸時代の瓦というのは、今の瓦と切欠きが違う。だから、今の瓦が3枚で済めば、恐らく1枚や2枚追加しないと隙間が埋まらない。そういうふうには、やっぱり江戸時代のことを知っている人が設計するとこんな設計にならないと思うんですよ。

もう一つ、あそこは雨が降ると土砂崩れ防止策として、本当に不本意ながら、コンクリの井桁が組んであるんだよね。あれは、僕らが子どもの頃にはなかった。自然のままの土塀の土盛りだった。ところが、ある時期の豪雨で一部崩れたんですよ。あれ県がやったのか、市がやったのか、僕は分かりませんが、そのときにあのコンクリートの、何でこんなみっともないのをやったのかなと思うぐらいの土留めをやった。

今回、史実に基づいてやるとすれば、この芝を張ったり何だりというのはあそこのコンクリート部分に張り付けて、コンクリが見えないようにするのかなと思ったら、どうも聞いてみたら大手門をくぐったところでやると、こういうことなんだけれども。

これって、今、土田委員が言った、何の論議もしていないのという話になっちゃうんだけれども。

我々は当然、史実に基づいた大手門の復元ですよと言ったら、入ったところの見附が、何の仕掛けもなく赤土だけなんていうのは想定してなかったんだけれども、これって前からこういう計画なの。そういう設計をしている人は、本当にこういうものの起源に携わっている人なの。

あえて言うと、今回の建設工事をしている中で、こういうものを経験したことがない人が中心になって大手門の復元なんかもやって、結局、外注費がえらく高くかかっちゃったという、そういうことがあるんだけれども、この辺については担当としてどう——説明がつくと思って説明をしていらっしゃるんだろうと思うけれども。だって、瓦1枚だって江戸時代のものを復元するのに何で現代の瓦で見積りをして、今頃になってそれではまずいので、やっぱり元に戻して江戸時代の瓦に変えるから、瓦の枚数が1枚余計になっちゃうんだよという、それはちょっと、あまりにも短絡的というか、説明しづらいかも分からないけれども、ちょっとその思いはしゃべってよ。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の大手門のところを入った見附の部分でございますが、こちらにつきましては、ササなどの植栽を完成後に整備する予定でございましたが、前回認めていただいた伐採工事を行った結果、あの地域の草の生えが我々の想定を大きく超えており、今後、維持管理が非常に困難であるということが判明しましたので、今回、植生土のうや植生マットの設置につきまして、設計を変更したものでございます。

続いて、2つ目の瓦でございますが、瓦については丸瓦、平瓦を設置する場合と棧瓦を設置する場合がございますけれども、こちらにつきましては設計監理を行っている文化財建造物保存技術協会との協議もさせ

ていただいた結果、そこは今回のような棧瓦だったのではないかとということで設計をさせていただいたものでございます。

続いて、3つ目の、いわゆる土塀の外側のコンクリートの井桁の部分でございますが、こちらにつきましては昨年度、都市計画部の御協力をいただきまして、井桁が見えないようにササを植える整備を行ったところではございます。ただ、委員さんのほうからも御指摘ございますように、まだ目に見える成果が出ていないようでございますので、今後それにつきましては、都市計画部のほうとも協議しまして、次なる対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、こちらの全体の設計業務につきましては、公益財団法人文化財建造物保存技術協会にお願いしまして、そちらのスペシャリストの皆様の御意見などをいただいて、事業を進めているところでございます。その方々はスペシャリスト集団ではございますが、歴史文化財課長がだらしがないとか、能力が足りないこともございまして、こういうような追加の変更になりましたことは、大変申し訳なく思っております。

ただ、我々の想定を超えた様々な事象も生じていて、このようなことになりましたので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 白石課長が最後に申し訳ないと言うから、それは申し訳ないでいいけれども。言うことだけ言わせてもらおうと、要するに、史実に基づいた建物を建てるのは今回の——なぜこれを言うかというのは、二の丸角櫓は電気つけないのとか、手洗いつけないのとか、いろいろなことを言いましたよね、この建設の時に。その時に、急勾配でどうも、年寄りはこちらのところは、史実に基づいた歴史なんかを歩くのは、リュックを背負ったある程度の年配の人しかいかないよと。だから、歩道もちゃんときちんと整備をして、そして向こうに行ったときにお休みができるぐらいの、そういったおもてなしの心の二の丸角櫓でもいいんじゃないのって、そういう論議もしたじゃない。そのときに、史実に基づいて造るんだから、自販機も置けなければ、手洗いも置けないよと、そんなものはなかったんだと、こういうふうな説明で、我々はそれならば、そんな厳粛なものを造るならしょうがないねということで納得したわけだ。

ところが、今回、やっぱり史実に基づいたと言いながら、瓦は江戸時代のものではないもので設計してみたり、実際にやろうと思って掘ったら江戸時代の瓦が出てきちゃったから、やっぱりその瓦に戻さなくちゃならなかったり、何か、その場しのぎの仕事なんだよ。

だから、予算が膨らむ。そういうふうなことになってしまっているんで、やっぱりこれから例えば、話はちょっとそれるけども、台渡里廃寺跡、これも平城京に劣らないというような題目で来ているわけだから、そういうものの復元もこれからあるわけです。そうすると、やっぱり復元するというのは、文化庁から金をもらってやるということになれば、それは史実に基づいたことです。史実に基づいたものを造るんだっつらば、今回のようないいかげんな設計をしないということだ、要は。江戸時代のものを造るんだっつらば、瓦だって江戸時代なんだよ。建物だけ江戸時代にして、瓦は昭和では駄目なんだ。

だから、そういうことをしっかりこの教育委員会、もしくは担当する白石課長のところで、整理をさせていただいて、もう本当にこの次は否決だよ、こんなことになったら。

今、植栽したんだけど、伸びが悪いからもう一回考えと言ったんだけど、それもやっぱり、市民

の金を何だと思っているのと言いたくなっちゃう。やっぱり、申し訳ないけれども、ちゃんと想定して、例えば植物というのは、この植物は何か月たつとこのくらい伸びるとかというのは、これ調べると幾らでも文献があるから。そういうものをちゃんと調べて、あれだけのコンクリを隠すんだったらばどういふものが必要だということをきちんとやってもらいたい。

それから、もう一つだけ言っておくけれども、このり面の排水溝だって、あれを造って排水溝を計画していないなんていうのはおかしいからね。だって、もともと土砂崩れしているところに、垂れ流しで水を流したら崩れちゃうってのはもう最初から分かるでしょう。そうしたら、当然ながら外側に排水口をつけて、落としますをつけて、下まで直管で持っていくとか、土手の中をシールドで持って行ってやるとか。そういうことを何で考えつかないのかなと思っちゃうんだよね。

だから、歴史文化財課も駄目だし、水戸の建築家も知恵がないし、頼んだ文化庁も何だか訳の分からない人らが設計しちゃったというようなことで、こんなことになっちゃったのかなというふうに理解はしますよ。反対はしないけれども、でも、もう少ししっかりやってよ。終わり。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません、関連なんですけれども、これ今回、瓦がまた増えるということで、これに関連した一枚瓦城主をやっているじゃないですか。あれは、事業に対する影響とか変更って何かあるんですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

一枚瓦城主につきまして、寄附して下さった方の直接の記名は、5月末までとしておまして、今後の瓦につきましては、寄附して下さった方は芳名帳による台帳への記名などとしておまして、1月末まで一枚瓦城主の募集は行っていく予定でございます。

○木本委員 そうすると、2月の中旬があれでしたね、式典か何かしたいということで、そのぎりぎりまでということで。

ちなみに、今回追加でお金もかかるということなんですけれども、これ最後何かあれですか。たしか目標1億円ということで想定していて、まだ追いついていないかと思うんですけれども、最後、事業としてそこら辺は何とか到達できるような仕掛けは考えていらっしゃいますか。

最近、言い方悪いかも、下火になってきちゃって、もうあまり……

〔「飽きちゃった」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 そう、集まっているか集まっていないのかもちょっとよく分からないんですけれども、最後なのでぜひそこは民間にお力を、御協力をいただくためにもうひとアイデア、もしくはひと工夫必要ではないかと思うんですけれども、そこら辺、課長、何かお考えありますか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この新型コロナ関係で、なかなかイベントとかが行われていない現状ではございますが、我々として、1月末までなるべく多くの寄附をいただけるようお願いをしていきたいと考えております。

○木本委員 もちろんそのとおりなんですけれども、それに対する何か、イベントができない中、このままいっちゃいますよね、だから……

〔「方法」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 そう、何かしらないと、多分到達しないなというのがちょっと危惧されるんですけども、ちなみに今は幾らですか、集まった金額は。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、一枚瓦城主につきましては約8,800万円の集まりの状況でございます。

今後、機会を捉えまして、広報紙によるさらなる周知や、PRなどに努めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 もちろんそのとおりだとは思いますが、最後に、もちろんこの御時世、民間も大変なので、なかなか御協力いただける方も少ないと思うんです。ただ、そういった中でも、何か目玉になるような——当初は金額が高いものとかも随分御協力いただいた経緯がありますので、ああいうものなのかどうかというのも含めて、何かしら最後、大口で何かシンボリックなものを、委員会にある程度聞いた上で、そこら辺が可能であるかどうかちょっと模索したほうが。そうしないと、このまま多分終わってしまうんじゃないかという気がするので、ぜひ、せっかく目標を立てて1億円集めると言ったのですから、そこは何かあと1,000万円ちょっとですか。頑張って、課長の手腕をぜひ御期待申し上げます。

以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

土田委員。

○土田委員 すみません、今回の追加工事は5,000万円近いお金なので、やっぱりどうしてもちょっと聞いておきたいんですけども、この二の丸角櫓と土塀というのは、つまり、遠くから見るためだけのものなんですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの、二の丸角櫓と土塀につきましては、駅などから見るができますし、3月議会でも御説明させていただきましたように、回遊路を造って、直接近くに行ってみるということもできます。ですから、土田委員におかれましても、ぜひ見学会のほうに来ていただければと思います。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。そうすると、その回遊路というのは、この計画とはまた別にお金がかかるということですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

3月の時に御説明させていただいたとおり、当初予算に計上しておりまして、皆様に議決していただいたというところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ちょっとごめんなさい、私が頭が悪くて申し訳ないんですけども、この関係とは別に回遊路の計画があって、そのお金が載っているってことですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 申し訳ないんですけども、聞いていることに分かりやすく教えてください。要望です。以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第90号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第92号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について質疑を行います。

初めに、第3款民生費について、質疑のある方は発言を願います。

木本委員。

○木本委員 すみません。たしか③の6、7ページですよ。

これ、先ほど、母子・父子福祉対策費で2万円、これは各世帯ということでまずよろしいかどうか。だから、子どもが何人いようと世帯だということでもよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の制度設計でございますが、世帯数で2,500世帯程度見込んでおりまして、対象となる世帯の児童、1人当たり2万円ということでして、3人お子さんがいらっしゃる場合は6万円の支給ということになります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 失礼しました。ありがとうございます。

ちなみに申請方法等は。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 申請につきましては、簡素かつ迅速の給付を目指しまして、6月現在、児童扶養手当を受給する世帯に対しましては、その登録口座を活用しまして先に御案内をして、一応もし要らない方はお申出いただくという民法上の規定がございますので、その一定の期間を置いた後に振込ということで、改めての申請は不要とさせていただく予定でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 もちろん要らない人は言うわけで、何もしなくても入るということですよ。ありがとうございます。

いいですかこれ、続けちゃって。



○鈴木委員長 最初は民生費だけです。

土田委員。

○土田委員 社会福祉費でしたか、前のプレミアム商品券の償還金ということでしたけれども、これって何セットくらいを見込んでいて、何セットくらい売れ残ったのかというのを。

○鈴木委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

水戸市プレミアム付商品券事業につきましては、昨年10月の消費税増税による影響緩和や、地域における消費喚起を目的に低所得者と子育て世帯を対象として実施したものでございます。

御質問の販売実績でございますが、発行数全部で22万発行しましたが、販売セットの数としましては、7万6,194セットでございます。利用額としては、3億7,947万9,500円でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、次に、第4款衛生費について、質疑のある方は発言願います。

木本委員。

○木本委員 理容と美容ですか、これも申請方法をちょっと教えてもらえればと思うのですが。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 基本的には業者が保健所に申請するわけでございますけれども、理容組合、美容組合に関しましては、組合から一括して組合分の申請をいただきまして、市から組合に支給するという形を取らせていただきたいと思いますと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 もちろん組合はそうだと思うんですけども、恐らく組合に入っていないところも結構ありますよね、この御時世。そこに関してはそれぞれが。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 木本委員の御指摘どおり、組合の加入率が非常に低下しておりまして、入っていない方のほうが多い。その方々については個々に申請していただくということです。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これちなみに、申請期間とかそういったものもあるんですよね。いつからいつまでというのも御説明いただければ。申請期間。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 給付の申請でございますけれども、令和2年9月30日までに申請をするということで。

○鈴木委員長 議決後ですか。

〔「議決、来週終わったらすぐ受付」と呼ぶ者あり〕

○前田保健所技監兼保健衛生課長 はい。議会終了後すぐに申請していただく形になります。

○鈴木委員長 準備期間が少し。今準備されているところですか。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 全ての理美容、それからあんま等につきましては、全ての事業者に直接

郵送いたします。

〔「郵送を待つてやるっていいことですか」と呼ぶ者あり〕

○前田保健所技監兼保健衛生課長 漏れることはない。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 まず、保健所の検査体制強化ということで、これも保健所関係の予算だと思わすけれども、この医療機関への検査委託というのがありますけれども、この委託費というのはどのぐらいですか。あとは、その方法を教えてください。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

PCR検査ができる民間の検査機関の御質問だと思いますけれども、今現在の実績としましては、今、茨城県等が直接的に委託契約しているのは病院なんですけれども、その病院が民間の検査機関に検査を出している、その民間の検査施設数は6か所。その民間の検査機関を利用しているという状況です。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、病院がこの検査機関に委託するのは委託費全額なのかな、これ。どこの病院でもいいということなんです、検査委託するということは。そうじゃないよね、どこの病院からもできないよね。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 お答えします。

市が病院に委託する内容につきましては、自己負担分を市が立て替えるということで、そのPCR検査にかかる経費の自己負担分を公費で出します。病院の申請に基づいてその部分を市からお支払いすると。病院はPCR検査を民間に委託していくと。こういう背景がございまして、その個々の医療機関が、今現在6か所ほど民間の検査機関がありますけれども、いずれかを利用して、病院の判断で医師がPCR検査を要するものを保健所に出さずに民間に出すことが可能です。

例えば、本日1検体民間に出しましたという請求を市がいただいて、その1名分について、その患者の方の自己負担分を市が病院に支払うということで、病院が委託契約するのは市でもあり、それから民間の検査機関ともその契約をするというような仕組みになっています。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それが6か所くらいということですか。

○鈴木委員長 前田課長。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 関東地区で使われている民間の検査機関は約6か所くらいと聞いております。茨城県では6か所の民間の検査機関を活用していると。

すみません。さらに加えますと、医療機関が民間を活用するしないは、医療機関の判断になっておりまして、医療機関がその民間の検査機関を活用するというのであった場合に、市がその病院と委託契約をするということでございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回の、委託料の予算って1,817万1,000円だよ。

これって、このPCR検査、保険が利くようになるのかならないとかという論議が前にあったかと思うのですが、今は全額個人負担ですか。それが一つ。

それから、この1,817万1,000円というのは、概ね何件分くらいを想定して、一人頭幾らで、何件分くらいあるのか。これは分かりますか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

PCR検査につきましては、6月3日から保険適用となったところでございますけれども、感染対策の取られている医療機関において検体採取したものを、先ほど申し上げましたように民間の検査機関等に依頼する方法を取っているもので、そちらにつきまして保険が適用された残りの自己負担分を積み上げたものが、1,817万円になるということです。PCR検査の委託費につきましては、自己負担分1人4,500円と想定をしております、月300件を想定して7月から3月までの9か月分を算定したものと、あとPCR検査の他に抗原検査というものも検査方法として出てきております。そちらの想定としましては、これまでは抗原検査で陰性となった場合にはPCR検査をしないと確定診断とならないということになっておりましたので、件数につきましては陽性者というのがかなり少ないので、PCR検査と同じ件数を想定しております。ただ単価がPCR検査とは異なっております、抗原検査の自己負担の単価は、2,230円ということになります。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、PCR検査は一人頭4,500円で月300件ぐらいは予定しているよと。その期間としては、この1,817万1,000円の中には、7月から3月まで9か月間、2,700名、この方たちの検査をやると、この1,817万1,000円の中の一部になるよと。

その中で、さらに抗原検査についても300人くらいを想定して、7月から9か月分だよと。抗原検査については、従来2回陰性陽性をやったんだけど、今回1回になったので、それは1回でこの2,230円掛ける300人がこの中に入っていますよと。この2つを合わせて1,817万1,000円こういう考え方でいいですか。それでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員 分かりました。

いずれにしても、いろいろな報道があったりして、特に夜の街の安心、安全ということについては、ある程度地域を絞って検査したらクラスターもどきになっているような状況もあるよみたいな話が、今東京辺りでは出ていますよね。

やっぱり、本市においても、市民の皆さん方が安心して暮らす、そして私は大丈夫よと、こういう場合自信を持って生活する、こういうためには、無制限にやるということではなくて、ある程度医師会の先生方もしくは基幹病院の先生方の健診を受けながら、怪しいものは積極的にチェックしていくというようなことを

やっていていただいて、この予算が有効に使われ、できれば安心、安全を守るためだったら少しくらい予算をオーバーしても、追加補正を組んでも、やっぱりしっかり検査をしていく。検査してすみ分けをすれば、間違いなく水戸からの発症は限りなくゼロに近づくわけなので、それについては、せっかく水戸市が保健所を持ったという意味も含めて、土井所長さんの下でしっかり検査、そしてこの医師会との連携、こういうものに励んでいただきたい。お願いします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません。公的病院等に対する緊急支援金8,000万円についてお聞きます。

8,000万円って、これは単純に考えて2,000万円掛ける4ということなのでしょうか。内訳というか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

公的病院等緊急支援金の8,000万円につきまして、公的病院には、感染症対策とともに通常の疾病に対する救急医療等も担っていただいております。地域を支える病院ということで、財政支援を行うものでございます。

この内訳でございますが、まず、医療提供体制の維持といたしまして、一つの病院当たり定額で500万円を支援するというにしております。計2,000万円。そのほかに、各病院の救急患者の受入れとして3,000万円、それから新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、3,000万円を4月、5月の入院患者等の実績に応じまして、そのほか感染症の検体採取等の実績に応じまして案分をして、合計で8,000万円を財政支援するものでございます。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、次に、第10款教育費について、質疑のある方は発言願います。

木本委員。

○木本委員 すいません。端的に。とりあえず、お盆の2週間以外は夏休み返上でやるということで、通常授業をやって、給食も出て、部活もやって。それはいいんですけども、学童もそれにちゃんと連携しているんですか。そこだけちょっと確認したいのですけれども。

○鈴木委員長 大和課長。

○大和放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

夏休みを返上して、学童保育のほうも連携しているかという御質問……

○木本委員 そうですね、これに併せてそれも連動するのかということです。

○大和放課後児童課長 夏休みに併せて、学童支援員のほうも配置はしております。

○木本委員 やっぱり連動しているということでいいですか。

○大和放課後児童課長 はい、そうですね。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました、ありがとうございました。

そこまで多分やらないと、親御さんも多分対応し切れないというか、またそれに併せて会社は早く切り上げるとかいろいろ出てくるので、そこはしっかり学校と学童を連携していただかないとなかなか大変かなと思ったので、関連ということで、それだけよろしくをお願いします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 子どもたちの、スクールサポーターが予算化されておりますけれども、これ中学校5ブロックに1人、配置人数は全体で5名、これはどのような方々がやられるんですか。また、この相談をする体制というのは、学校にも養護教諭さんがいると思うんですけれども、その人たちとの連携というのはどういうふうな形でやるのかだけちょっと伺います。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 委員の御質問にお答えしたいと思います。

お話をいただきましたように、まずは、学校の担任、それから養護教諭等が子どもたちとしっかり環境をつくっていくことが最優先だと考えております。その上で、小学校におきましては休業期間が長く続きましたので、スクールサポーターという形で、できましたら大学院生のような比較的子どもたちと年齢の近いような方に御協力をお願いしまして、休み時間であるとか、子どもたちと教育活動を一緒にしていただくことで、子どもたちのケアに努めていただけたらというふうに想定しております。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すいません、今のって、心のケア緊急対策のスクールサポーターでよろしい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○土田委員 分かりました。

実は、私も同じようなことを聞いたかったのですが、実施回数週2回と書いてありますけれども、この週2回というのはどういう意味なのかな、この仕組みをお願いします。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

市内を5つのエリアに分けて、そうしますと大体1つのエリアに小学校が六、七校ありますので、午前中と午後、1回に2校を回っていただくような形で、各学校を巡回していただくような形の活用を想定しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、このサポーターさんは1日にいろんな学校を回るということですか。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

1名の方が2校程度回るような形。1日2校程度回り、週2回勤務していただくような形で、各学校を回っていただくような形を想定しています。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 1名の方が1日2校，その方の勤務時間が週2回でいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○土田委員 そうすると，学校全体で考えると，その学校には何日に1回ぐらい，そのサポーターさんが行くんですか。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。申し訳ありません。

一つの学校には，一，二週間に1回程度の割合。2週間弱で1回回るようなペースになるかなと思います。お一人が担当する学校数がおよそ六，七校になりますので，1日に2校，1週間に2日間ですので，1週間に回れる学校が4校ということになります。2週間に1回は間違いなく行けるようなペースを想定しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。必要なことだと思いますけれども，月に2回くらい来るかどうかという感じなんです。1人の方が一つの学校に行くときに，1年生から6年生までいますよね。この全体を見るような感じなんです。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもお話をさせていただいたんですが，大前提は学級担任，そして学校の職員が子どもたちと環境をつくることだと考えておりますので，学校を訪問していただいた際に，特に心配な学年であるとか，特に気になる学級であるとかということをお話ししていただいて，そこを重点的にケアしていただくような形を想定しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

すみません，もう一つ，この5人のサポーターさんが確保できる目途は立っていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 頑張らしまして，人員を確保したいというふうに考えております。大学院生等を想定しております，大学等とも連携を図っておりますので，子どもたちの教育に携わるような方，そして心理学に興味を持っているような学生，大学院生，もしくは大学院に限定してはいませんので，相談活動等されているような方で人員を確保してまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

子どもの心のケアということなので，ある程度専門的な対応ができるということは大前提だと思うんですけども，それと同時に，やっぱり特に心配な子どもさんに関わる場合に，個人情報の保護ですとか，そういった問題で諸々大変なことが出てくる可能性があるんで，その辺の情報管理ですとか，対応の実施管理をしっかりしていただけますように要望しまして，以上です。

○鈴木委員長 では、要望ということで。

袴塚委員。

○袴塚委員 言葉尻をつかんで悪いんだけど、今、心配のある教室に回すという話をしていたよ。心配のある教室というのは、大体教師の力不足が起因していると思う。もしくは、ちょっと跳ねている人がいて、どうしてもそれを抑え切れない。そういうところに、今度の大学院生、教育を目指している人、そういう人が行ったとしても、なかなか現実の問題としては僕は厳しいのかなと思う。したがって、ある程度熟練して、そういうことに向く先生というのは、現場の中にもいるはずですよ。やっぱりそういう先生を配置して、きめ細かいサービスをしていかないと、やっぱり子どもたちというのは、なかなか2週間に1回顔を見るお兄ちゃんが来たからといって、なかなか心を許してお話するというのは難しいと思うんです。

だから、この予算は、六、七校のグループで1人ということだけれども、やるんだったら、この3か月の遅れを取り戻すわけだから、ある程度もう少しきめ細かく人を配置して、そして、ベテランの人と若い人とセットにするぐらいの形にして、そして、足りないところの教育現場をフォローする。やっぱりこういうことをやらないと、現実の問題として、この3か月の遅れというのは物すごく大きいと思うんです。ですから、それはぜひ頑張ってください。

○鈴木委員長 御要望でよろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第92号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第93号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第93号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時56分 散会